

令和5年度
亜熱帯森林・林業研究会
研究発表論文集



石垣市テリハボク造林地 (7 齡級)

亜熱帯森林・林業研究会

〒905-0012 沖縄県名護市字名護 4605-5
沖縄県農林水産部森林資源研究センター内
TEL 0980-52-2091 FAX 0980-53-3305

目 次

論 文

- 大里康永著『謝花昇伝』の森林関連記述の検証
ー杣山整理で間切に払い下げられた土地代金に関してー・・・・・・・・・・1
(国研) 森林研究・整備機構 森林総合研究所 関西支所 齋藤 和彦
- テリハボク 10年次までの家系別の成長状況および早期選抜の試行・・・・・・・・・・9
(国研) 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター 西表熱帯林育種技術園
三浦 真弘・千吉良 治
(国研) 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター 松下 通也
(国研) 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター 北海道育種場 加藤 一隆
静岡大学 農学部付属地域フィールド科学教育研究センター 花岡 創
- 西表島でのタイワンオガタマノキ (*Magnolia compressa* var. *formosana* (Kaneh.))
の挿し木適期の探索・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
(国研) 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター 西表熱帯林育種技術園
千吉良 治・三浦 真弘
沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課 金城 智之

事 例 紹 介

- 沖縄島ヤンバル西銘岳のイタジイ林におけるミミズ類の生息状況と土性・・・・・・・・21
北海道大学総合博物館資料部 春木 雅寛
NPO 法人 亜熱帯林研究会 尾形 綾子・中須賀 常雄

論 文

大里康永著『謝花昇伝』の森林関連記述の検証

— 杣山整理で間切に払い下げられた土地代金に関して —

齋藤 和彦

(国研) 森林研究・整備機構 森林総合研究所 関西支所

Verification of forest-related descriptions on “Jahana Noboru-Den” by Koei Osato:
About the land disposal to Magiri in Somayama Seiri.

Kazuhiko SAITO

Kansai Research Center, Forest and Forest Products Research Institute, Forest Research and Management Organization.

要約

初版が1935年の『謝花昇伝』は、明治時代における近代化途上の沖縄の実相を伝える貴重な文献として、戦後、数多く引用され、今日の沖縄の近代史観に影響を与えている。同書の記述は、主に民権運動の観点から検証が進み、検証に対する議論もなされている。しかし、現存する一次資料が乏しいため、誤りの指摘は証拠ではなく推定によるものであったり、数値の評価の検証は数値自体の検証なしに行われていたりする。こうした状況に対し本稿は、新たな一次資料を発掘し、同書の森林・林業に関する記述の内、杣山整理で間切・島（現在の市町村。以下「間切」で代表する）に払い下げられた土地代金の数値と、その負担の評価に関する記述を検証した。その結果、数値は概ね信じてよいが、負担の評価は誇大であると考えられる。

キーワード：沖縄、近代、謝花昇伝、杣山整理、林政史

はじめに

沖縄は第二次大戦の戦禍で多くの資料を失ったため、現存する戦前の文献は貴重である。初版が1935年の『謝花昇伝』（大里，1970）も、その貴重な文献の一つである。

『謝花昇伝』は、沖縄県置県後の困窮士族救済や地方の食糧不足解消を目的に、琉球王府の用材林だった杣山の開墾を許した「杣山開墾」（主に1894-97（明治27-30）年）、沖縄の近代的土地所有区分・地租改正事業だった「土地整理」（1899-1903（明治32-36）年）、土地整理で国有化された杣山の土地の不要存置部分を地元間切や開墾成功者に払い下げた「杣山整理」（1906-08（明治39-41）年）という沖縄の森林・林業に関わる歴史的事業を舞台に展開する。

同書は、今では原本が見つからない『杣山開墾台帳』の一部や杣山開墾の地域・年度・属性別の許可面積、杣山整理で間切に払い下げられた土地代金の数値を掲載しており、資料的価値が高い。その結果、戦後刊行された『沖縄県史』シリーズ（例えば『沖縄県史2』（琉球政府，1970））や『沖縄の林業史』（沖縄県，1972）、『沖縄林野制度利用史研究』（仲間，1984）等の沖縄の森林・林業史の教科書的な図書、一般の沖縄の歴史に関する図書、高校社

会の資料集、市町村史、字誌に至る多数の著作物で、近代化途上の沖縄の実相を伝える文献として参照されており、その記述は今日の沖縄の近代史観に影響を与えている。

通常、沖縄の戦前の文献は数が限られているため、その内容を検証することが難しい。しかし、『謝花昇伝』については、戦後の米軍統治や沖縄の本土復帰を背景に、謝花氏が展開した民権運動に高い関心が寄せられた結果、主に民権運動の観点から検証が進み、検証に対する議論もなされている（新川，1973；田里，1994；伊佐，1998。他）。

ただ、やはり一次資料が乏しいため、例えば、杣山開墾の趣意書の作成者は奈良原知事ではなく謝花氏だとした伊佐（1998）の指摘は、証拠の提示ではなく、文面からの推定によるものである。また、杣山整理で間切に払い下げられた土地代金について“「莫大」は誇張に過ぎる”とした来間（1976）の指摘は、当時の地租額と『謝花昇伝』が記載した土地代金を比較したものであるが、土地代金の数値自体は検証していない。

そうした中、近年、中頭郡の杣山整理における払下願や代金延納願等、当時の文書が綴られた『林野払下ニ関スル書類綴（中頭郡之部）』（沖縄県林務係，1907；図1。以下『中頭郡書類綴』）が見つかった。本稿では、杣山整理における間切への土地の払い下げに関して、来間（1976）では検証されていなかった土地代金の数値をこの一次資料を用いて検証し、その再評価を試みた。

なお、令和5年度の亜熱帯森林・林業研究会の口頭発表では、杣山開墾、土地整理、杣山整理の3事業について『謝花昇伝』の記述を検証したが、本稿では頁数の制約から、杣山整理で間切に払い下げられた土地代金に関する記述についてのみ検証した。

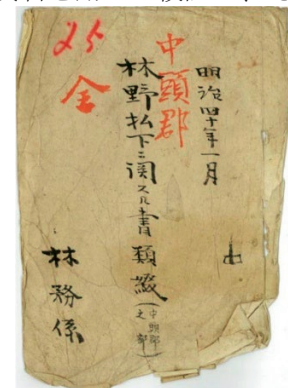


図1 『中頭郡書類綴』

材料と方法

1. 検証の対象

『謝花昇伝』は1935年、1957年、1969年、1970年の4版がある。本稿は、初版からの省略がなく、伏せ字が少ない1970年版を使用した。検証の対象は同書148頁の下記の記述とその根拠として示された土地代金“各間切の納付高”の数値（表1の“『謝花昇伝』”の列）である。

“農民は仕方がないので、薪炭のため必要な山林を各間切において払い下げることとなった・・・莫大な払下金が徴収された・・・杣山の代金は・・・三〇か年年賦をもって納付することになった・・・この巨大なる負担が永年にわたって沖縄の農村を萎縮せしめた”

表1の“『謝花昇伝』”の列に“八重山”の数値があるように、同書の“各間切の納付高”は、間切から移行した1908-13（明治41-大正2）年の村（ソン）別の数値である。そこで以下では、引用以外は「村」を用い、“各間切の納付高”は「村が支払った土地代金」とした。

2. 検証の手順と参照した資料

まず、1) 村が支払った土地代金の数値を検証した後、2) その負担の評価の記述を検証した。資料の内、『中頭郡書類綴』は、所蔵する九州森林管理局の許可を得て使用した。



図2 『中頭郡書類綴』の代金延納願と一括払（中城）の請書
 (1段目(右から左へ、以下同)：西原、中城、2段目：北谷、
 3段目：読谷山、越来、4段目：具志川1、具志川2)

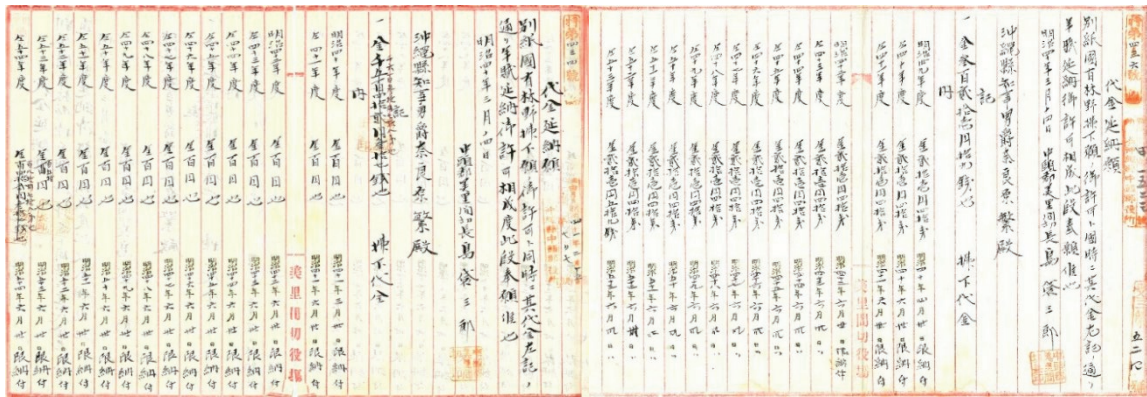


図3 『中頭郡書類綴』の代金延納願
(左：美里2、右：美里1)

1) 村が支払った土地代金の数値の検証

中頭郡の柚山地域の7村と国頭村、名護村の『謝花昇伝』の土地代金の数値を別資料の数値と照合し、検証した。別資料は、それぞれ『中頭郡書類綴』の代金延納願（図2、図3）、『沖縄県史資料編24』（沖縄県教育庁文化財課史料編集班，2014。以下『県史資料編24』）、『名護六百年史』（比嘉，1958）を使用した。

2) 村が支払った土地代金の負担の評価の検証

村が支払った土地代金の負担を評価するために、村ごとの「薪束数／戸／月」を「土地代金／薪束単価／戸数／年賦年数／12ヶ月」で算出した。

ここで土地代金は、1) で数値が検証できた村はその数値を、できなかった村は『謝花昇伝』の数値をそのまま使用した。薪束単価は明治41年6月に値上げされる前の金武・久志両村の浜渡価格の1束2銭＝0.02円（琉球政府，1967）、各村の戸数と1戸当りの人員は『明治四十三年沖縄県統計書』（沖縄県，1913）の“本籍戸数”と“平均一戸の人員”の数値を使用した。

一方、年賦年数は、中頭郡7村と国頭村については、『中頭郡書類綴』の代金延納願と『県史資料編24』から判明し、年賦額に変更があった具志川村を除き、それらの数値を使用した。その他の村の年賦年数は不明だった。

(i) 年賦年数の推定

年賦年数が不明の村の内、平年の年賦額がわかる村と前述の具志川村について、土地代金を平年の年賦額で割り、推定年賦年数を算出した。この計算に先立ち、中頭郡7村と国頭村の実際の年賦計画を吟味し、この推定方法が妥当であることを確

郡名	村名	計	美里	中頭	名護	具志川	島尻	那覇
中頭郡	美里1
	美里2
国頭村

名護村

具志川村

島尻村

那覇村

図4 『大正3年勅令第131号』の閣議文書中の資料

認した。この計算の平年の年賦額には『大正3年勅令第131号』の閣議文書（内閣，1914。以下「T3勅令131」）中の資料にある大正元年度の年賦額を用いた（図4の最下段の数値。以下「T1年賦額」）。平年の年賦額が不明の村は、杣山整理当初の最大年賦年数15年を推定年賦年数とした（この最大年賦年数は、T3勅令131によって30年に延長された）。

(ii) 村が支払った土地代金の負担の評価

土地代金の負担の指標とした「薪束数／戸／月」は、辺土名誌編集委員会（2007）の「サバチャー（筆者注：割薪）は直径20cmほど、長さは1尺5寸（約50cm）」「近くの山から1日に2、3回運んだ」「中学生で3束分ほど担げた」という1951年頃の情報をもとに評価した。

結果

1. 村が支払った土地代金の数値の検証

表1 『謝花昇伝』と別資料の土地代金、各種数値の比較

村	土地代金①		②X③ =④	差 ①-④	年賦 ①/③	T1年賦 額②	年賦 年数③	村	土地代金①		②X③ =④	差 ①-④	年賦 ①/③	T1年賦 額②	年賦 年数③
	『謝花昇伝』	別資料							『謝花昇伝』	別資料					
西原	-	142	-	-	-	-	3	久米島仲里	2062	2055	7	137	137	15	
中城	-	48	-	-	-	-	1	久米島具志川	884	870	14	59	58	15	
北谷	262	262	-	-	-	-	3	平良	546	546	0	39	39	14	
読谷山	1112	1112	1100	12	101	100	11	下地	59	60	-1	4	4	15	
越来	1153	1153	1200	-47	96	100	12	城辺	117	120	-3	8	8	15	
美里	1952	1952	1942	10	122	121	16	伊良部	58	60	-2	4	4	15	
国頭	16923	16923	16920	3	1128	1128	15	八重山	4970	5050	-80	497	505	10	
名護	5554	5554	5550	4	370	370	15	今帰仁	1232	-	-	-	-	-	
具志川	(683)	875	880	-5	80	80	11	本部	1162	-	-	-	-	-	
恩納	5730	-	5700	30	382	380	15	座間味	152	-	-	-	-	-	
金武	8328	-	8325	3	555	555	15	伊平屋	1529	-	-	-	-	-	
久志	15380	-	15375	5	1025	1025	15	宮古	835	-	-	-	-	-	
大宜味	7853	-	7860	-7	524	524	15	渡嘉敷	-	-	-	-	-	-	
羽地	5216	-	5205	11	348	347	15								

※ 太字：確定、下線：推定、()：誤植

※ 土地代金①、年賦①/③は四捨五入値。別資料は『中頭郡書類綴』『県史資料編24』『名護六百年史』。美里の年賦年数③は2件の通算年

表1の“『謝花昇伝』”と“別資料”の列の通り、『謝花昇伝』の北谷、読谷山、越来、美里、国頭、名護の6村の土地代金の数値は、『中頭郡書類綴』の代金延納願、『県史資料編24』、『名護六百年史』の数値と一致した。具志川村は『中頭郡書類綴』の代金延納願から、688円と187円の2件に分かれて払い下げを受けていたことがわかった（図2の最下段の左右）。『謝花昇伝』の“683円”は前者のみの値で、その誤植の可能性がある。西原村、中城村の土地代金の数値は『謝花昇伝』になかったが『中頭郡書類綴』に記載されていた。

その他の村は、別資料を見つけられなかった。渡嘉敷村は、土地代金の数値が『謝花昇伝』になく、別資料も見つけられなかった。また、『謝花昇伝』の土地代金のリストは、「郡」である“宮古”にも払い下げがあったことを示しているが、その詳細を確認できる資料は、今回見つけられなかった。

2. 村が支払った土地代金の負担の評価の検証

1) 年賦年数の推定

表2 中頭郡の杣山地域の7村と国頭村の年賦計画

村	年賦年数	土地代金	年賦計画 (円)															
			M39	M40	M41	M42	M43	M44	T1	T2	T3	T4	T5	T6	T7	T8	T9	T10
中城	1	48	-	48			-	-	-									
西原	3	142	47	47	47			-	-	-								
北谷	3	262	87	87	87			-	-	-								
具志川1	6	688	115	115	115	115	115	115	115									
〃 2	5	187	-	37	37	37	37	37	37									
読谷山	11	1112	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	112					
越来	12	1153	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	53					
美里1	15	321	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	22	
〃 2	15	1631	-	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	150	181
			M41	M42	M43	M44	T1	T2	T3	T4	T5	T6	T7	T8	T9	T10	T11	
国頭	15	16923	1131	1128	1128	1128	1128	1128	1128	1128	1128	1128	1128	1128	1128	1128	1128	

※数値は『中頭郡書類編』『県史資料編24』より。円以下四捨五入。灰色部分は年賦額がT3勅令131に記載。太字は数値が一致

中頭郡の7村と国頭村の実際の年賦計画を表2に示した。年賦額は、土地代金／年賦年数の値とするのが基本で、年賦額を円単位や百円単位等の区切のよい数にした場合は過不足を始めや終わりの1、2年で調整していた。この平年と始め、終わりの年賦額の差は、具志川村、美里村のように、年度の異なる複数の払い下げを受けていた場合で、村単位で年賦額を見た場合にも生じていた。年賦年数は、土地代金を平年の年賦額で割り、四捨五入した値だったが、その値が杣山整理当初の最大年賦年数の15を越える場合は15だった。

この確認を踏まえ、表1の名護から八重山までの14村について、土地代金①とT1年賦額②から年賦年数③を推定した結果、11村で最大年賦年数の15年となった。14村の①②③の値の関係を見ると、恩納、八重山を除く12村で、②×③=④は①と良く近似し、その差①-④の絶対値は③未満になった。これら12村の年賦①/③は、羽地村と久米島具志川村が②+1の値、その他の10村が②と同じ値になった。一方、①-④の絶対値が③以上だった恩納村は、②が10円単位の区切のよい数だった。また、八重山村は、年度の異なる複数の払い下げを受けていた(牧野, 1972; 喜舎場, 1975)。これらは先に確認した年賦の実態に沿っていた。

表1の今帰仁以下の5村は、年賦年数の推定に必要な平年の年賦額が不明なため、杣山整理当初の最大年賦年数15年を推定年賦年数とした。

表3 村が支払った土地代金を薪束数／戸／月に換算した値

村	M43末		土地代金 (円)	年賦 年数	薪束数 /戸/月	村	M43末		土地代金 (円)	年賦 年数	薪束数 /戸/月
	本籍戸	人/戸					本籍戸	人/戸			
久志	1150	4.67	15380	15	3.715	北谷	2314	5.69	262	3	0.157
国頭	1659	5.86	16923	15	2.834	今帰仁	2371	5.64	1232	15	0.144
金武	1498	4.81	8328	15	1.544	読谷山	2932	4.92	1112	11	0.144
大宜味	1432	6.19	7853	15	1.523	具志川	2877	5.79	875	9	0.141
恩納	1092	5.27	5730	15	1.458	本部	3278	6.67	1162	15	0.098
久米島仲里	748	5.65	2062	15	0.766	西原	2778	4.83	142	3	0.071
羽地	2077	5.79	5216	15	0.698	中城	3511	5.06	48	1	0.057
名護	2256	4.02	5554	15	0.684	平良	4264	5.02	546	14	0.038
八重山	3435	5.10	4970	10	0.603	城辺	1803	5.50	117	15	0.018
伊平屋	1042	6.82	1529	15	0.408	伊良部	1196	5.61	58	15	0.013
久米島具志川	694	5.95	884	15	0.354	下地	1430	5.13	59	15	0.011
越来	1501	5.20	1153	12	0.267	渡嘉敷	242	5.83	-	-	-
座間味	224	5.88	152	15	0.188	宮古	8693	5.22	835	15	0.027
美里	2704	5.57	1952	16	0.188						

※太字：確定、下線：推定

※M43末の本籍戸と人/戸は『明治四十三年沖縄県統計書』より。美里村の年賦年数は払い下げ2件の通算年数

2) 村が支払った土地代金の負担の評価

これらの年賦年数をもとに算出した「薪束数／戸／月」を、値の大きい順に表3に示した。郡である宮古は別扱いとした。値は、久志村の3.715が最大で、国頭村2.834、金武村1.544、大宜味村1.523、恩納村1.458と続き、他は1未満となった。この薪束数を負担する1戸の人員は、明治43年末の数値で4～7人弱だった。

一方、前述の通り、辺土名誌編集委員会（2007）によると、戦後の新制中学生が、1回の山入で、直径約20cm、長さ約50cmの割薪束、約3束分の木材を担ぐことができ、近くの山から1日2、3回（＝6～9束分）運んだという。従って、表3の「薪束数／戸／月」は、最大値の3.715であっても、中学生が1ヶ月に2回山入すれば生産できる数量だったと評価された。

考察

1. 村が支払った土地代金の数値について

今回初めて『謝花昇伝』の土地代金の数値が一次資料を含む別資料の数値と照合され、表1の北谷以下の6村の数値が別資料の数値と一致した。これらの数値は信じてよいと考えられる。

一方、『謝花昇伝』の土地代金の数値には、不完全な部分があることもわかった。表1の通り、西原、中城、渡嘉敷の3村の数値が欠落し、具志川村の数値は、2件あった払い下げの1件のみの数値で、その数値も正確に転記できていないと考えられる。

ただ、『謝花昇伝』の土地代金の数値をそのまま使用し、年賦年数を推定した表1の恩納から八重山の12村を見ると、恩納、八重山を除く10村の「土地代金」「T1年賦額」「年賦年数」の数値は良く整合した。また、「土地代金」－「T1年賦額」×「年賦年数」の絶対値が「年賦年数」より大きくなった恩納村、八重山村についても、中頭郡7村と国頭村の年賦の実態から、その理由が説明できた。これらの結果から、推定した年賦年数とともに、推定に使用した『謝花昇伝』の土地代金の数値も妥当と考えられる。

表1で残された今帰仁以下の5村の『謝花昇伝』の土地代金の数値は、情報不足で検証できなかった。しかし、上記の結果を総合的に考えると、『謝花昇伝』の数値は完全ではないが基本的に信じてよいと考えられる。

2. 村が支払った土地代金の負担の評価について

杣山整理で村が支払った土地代金の負担に関する『謝花昇伝』の評価については、前述の通り、既に来間（1976）が、『謝花昇伝』の土地代金総額を改訂前後の最大年賦年数の15と30で割った値と明治39年の地租額とを比較し“「莫大」は誇張にすぎる”としていた。

これに対し本稿は、来間（1976）と異なる「薪束数／戸／月」を、初期の最大年賦年数と薪単価、非本籍を含めない戸数、と負担が重くなる数値で算出したが結論は同じだった。

杣山整理で村が支払った土地代金は、一番多い国頭村だと17,000円近くに達した。この金額は、1束2銭で薪を売っていた当時の住民からすると確かに「巨大」で、最大15年あるいは30年の年賦は「永年の負担」と映ったかもしれない。しかし、例えば単純に一律15年あるいは30年年賦とし、本稿のように身近な薪束数に換算していれば評価は変わったと考えられる。それをしていない『謝花昇伝』の評価は表面的であり、考察が浅いと言える。

3. 杣山整理で間切に払い下げられた土地代金に関する記述について

以上のように『謝花昇伝』の記述を検証した結果、同書に記載された土地代金“各間切の納付高”の数值は概ね信じてよいが、“この巨大なる負担が永年・・・農村を萎縮せしめた”とした負担の評価に関する記述は誇大であると考えられる。今後、来間（1976）が指摘したように、この記述に沿った研究、叙述は修正されなければならないと言える。また、今回、杣山整理についてのみ検証したが、杣山開墾、土地整理についても同様の検証が必要である。

引用文献

- 新川明（1973）異族と天皇の国家，367pp.，二月社，東京.
- 辺土名誌編集委員会（2007）辺土名誌下巻，p. 171，国頭村辺土名公民館，国頭村.
- 比嘉宇太郎（1958）名護六百年史，p. 195，名護町役場，名護市.
- 伊佐眞一（1998）謝花昇集，p. 143，みすず書房，東京.
- 喜舎場永珣（1975）八重山歴史（新訂増補），p. 238-239，国書刊行会，東京.
- 来間泰男（1976）土地整理事業（沖縄県史1通史，沖縄県教育委員会編刊，p. 427-429，那覇市）.
- 牧野清（1972）新八重山歴史，p. 259-260，牧野清，石垣市.
- 内閣（1914）沖縄県国有林野売払代金年賦延納期間延長ノ件，国立公文書館デジタルアーカイブ所蔵，<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M00000000000001750058>.
- 仲間勇栄（1984）沖縄林野制度利用史研究，339pp.，ひるぎ社，那覇市.
- 沖縄県（1913）明治四十三年沖縄県統計書，p. 65-66，沖縄県，那覇市.
- 沖縄県（1972）沖縄の林業史，125pp.，琉球林業協会，那覇市.
- 沖縄県教育庁文化財課史料編集班（2014）沖縄県史資料編24，p. 274，沖縄県教育委員会，那覇市.
- 沖縄県林務係（1907）林野払下ニ関スル書類綴（中頭郡之部），九州森林管理局所蔵.
- 大里康永（1970）謝花昇伝，270pp.，太平出版社，東京.
- 琉球政府（1967）沖縄県史16新聞集成（政治経済1），p. 970，国書刊行会，東京.
- 琉球政府（1970）沖縄県史2各論編1政治，686pp.，琉球政府，那覇市.
- 田里修（1994）歴史評論415：107-122.

本稿は、環境省環境保全研究「沖縄ヤンバルの森林の生物多様性に及ぼす人為の影響の評価とその緩和手法の開発」（2005-09年度）、JSPS科研費26450497「歩いて調べる沖縄『やんばる』における近代森林利用の展開過程」（2014-17年度）、環境研究総合推進費JPMEERF 20154003「奄美・琉球における森林地帯の絶滅危惧種・生物多様性保全に関する研究」（2015-2017年度）の成果の一部である。また、九州森林管理局には『林野払下ニ関スル書類綴（中頭郡之部）』の研究利用を許可して頂いた。ここに感謝の意を表す。